第四十九条の二第一項中「クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者」に、「クレジットカード番号等保有業者」を「クレジットカード番号等取扱受託業者」に改める。

第五十一条の五中「指定受託機関」の下に「、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第三十五条の十七の十の規定による命令に違反したとき。

第五十二条中「、登録包括信用購入あっせん業者」を削り、同条第一号中「第十八条第二項（第三十五条の三又は」を「第十八条第二項（」に改め、「、第三十五条の三」及び「、包括信用購入あっせん」を削る。

第五十三条第三号中「第三十条の二の三」を「第三十条の二の三第一項から第三項まで若しくは第五項」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第四十条第九項」を「第四十条第十項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「又は第十項」を「、第八項又は第十一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第八項」を「第七項」に、「第十一項若しくは第十二項」を「第九項、第十二項若しくは第十三項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「又は第三十五条の三の五第二項」を「、第三十五条の三の五第二項又は第三十五条の十七の八第五項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第三十条の二の三第四項の規定に違反して情報を提供しなかつた者

第五十三条の二中「又は指定受託機関」を「、指定受託機関又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改め、同条第一号中「含む。」」の下に「、第三十三条の三第一項、第三十五条の三の二十八第一項」を加え、「又は第三十五条の八第二項」を「、第三十五条の八第二項又は第三十五条の十七の六第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第五十五条第三号中「第三十五条の三」を削り、「含む。」」の下に「、第三十五条又は第三十五条の十七の十四」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十一条の規定　公布の日

二　第三十五条の三の十二の改正規定及び第三十五条の三の十三第七項の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行の日

（包括信用購入あっせんに係る書面の交付等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第三十条の二の三第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結した契約で、新法第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについて適用し、施行日前に締結した契約で、この法律による改正前の割賦販売法（以下「旧法」という。）第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについては、なお従前の例による。

（登録包括信用購入あっせん業者又は登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請に関する経過措置）

第三条　施行日前にされた旧法第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定による変更登録の申請であって、施行日において登録又は登録の拒否の処分がされていないものは、施行日にそれぞれ新法第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定によりされた変更の届出とみなす。

（登録包括信用購入あっせん業者に対する命令等に関する経過措置）

第四条　施行日前に旧法第三十一条に規定する登録包括信用購入あっせん業者が旧法第三十四条第一項の規定による命令を受け、旧法第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は旧法第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除されたときにおける旧法第三十五条第一項の規定による契約の解除については、なお従前の例による。

（営業保証金に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧法第三十五条の二第一項の規定に基づく営業保証金の取戻しに関する手続を行っている者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧法第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の規定に基づく権利の実行に関する手続を行っている者についての当該権利の実行については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に旧法第三十五条の三において準用する旧法第十六条第一項の規定により営業保証金を供託している者（第一項の旧法第三十五条の二第一項（同項前段に限る。）の規定に基づく営業保証金の取戻しに関する手続を行っている者を除く。）は、当該供託に係る営業保証金を取り戻すことができる。

4　前項の規定による営業保証金の取戻しは、施行日前に当該営業保証金につき旧法第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかった場合でなければ、することができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りでない。

5　前項に規定するもののほか、第三項の規定による営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・経済産業省令で定める。

6　施行日前に旧法第三十一条に規定する登録包括信用購入あっせん業者と旧法第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者（第四項の規定による公告がされたときは同項の申出をした者に限る。）は、その契約によって生じた債権（第四項の規定による公告がされたときは同項の申出に係るものに限る。）に関し、当該登録包括信用購入あっせん業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

7　前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回等に関する経過措置）

第六条　新法第三十五条の三の十二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第二号施行日」という。）前に旧法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あっせん業者が受けた申込みで、旧法第三十五条の三の十第一項第三号若しくは第六号の個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約に係る旧法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約に係るもの若しくは第二号施行日以後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約又は第二号施行日前に締結された契約で、旧法第三十五条の三の十第一項第三号若しくは第六号の個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約に係る旧法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約については、適用しない。

（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する経過措置）

第七条　新法第三十五条の三の十三第七項（新法第三十五条の三の十四第三項、第三十五条の三の十五第三項及び第三十五条の三の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二号施行日以後にした新法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権について適用し、第二号施行日前にした旧法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、なお従前の例による。